

令和2年9月2日  
岩保育園 園長

## 「一時預かり事業」の対応について

標記につきまして、当園の保育運営に格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。  
先般、国の「第2波非常事態宣言」が解除されたため、「一時預かり事業」の利用できる理由については、下記のとおり対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

### 記

#### 1. 「一時預かり事業」を利用できる理由（通常対応）

- ・お仕事の都合
- ・通院や治療
- ・看護
- ・学習
- ・免許取得、資格取得
- ・冠婚葬祭
- ・引越し、出産等
- ・育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するための諸活動

#### 2. 通常対応に戻し実施する日

令和2年9月2日（水）以降、通常対応で実施します。